

【 ローン規定 】(変動金利型)

第1条(ローン規定の承認)

1. 借主は、香川銀行(以下「銀行」という。)から金銭を借り入れるため、金銭消費貸借契約証書を差し入れるにあたり、保証会社の保証委託約款各条項及びこのローン規定を承認するものとします。
2. 前項の金銭消費貸借契約証書に基づく契約は、本規定において「契約」といい、前項の金銭消費貸借契約証書に記載される借入要項は、本規定において「借入要項」といいます。

第2条(ローン規定の変更)

1. 銀行は、次に掲げる場合には、本規定の変更をすることにより、変更後の本規定について合意があったものとみなし、個別に借主と合意をすることなく本規定の内容を変更することができます。
 - (1) 本規定の変更が、借主の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条の規定により本規定の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 銀行は、前項の定めによる本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規定を変更する旨及び変更後の同規定の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知します。
3. 第1項の定めによる本規定の変更をするときは、その効力発生時期が到来するまでに前項の定めによる周知をしなければ、その効力を生じないものとします。

第3条(契約の成立)

1. 借主は、銀行所定の方法により借入日を事前に申出るものとし、この申出に基づく実際の借入日に、適用金利、初回返済日、最終返済日、毎回の元利金合計返済額及び半年ごとの増額元利金返済額が確定するものとします。
2. 銀行は借入日に返済用預金口座に借入金を入金(以下「ローンの実行」という。)します。このローンの実行をもって本契約が成立するものとします。
3. 必要な諸経費が準備されていない、振込金額と借入金との差額が入金されていない、別途契約の「(根)抵当権設定契約証書」に基づく(根)抵当権の設定ができない等、必要な条件がととのわいない場合には、当行はローンの実行は行いません。

第4条(借入利率変更の基準)

1. 銀行は、金融情勢の変化、その他相当の事由により長期貸出最優遇金利を廃止した場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
2. 契約書の借入要項に定めた借入利率は、銀行の長期貸出最優遇金利(以下「基準金利」という。)を基準として、今後基準金利の変動にともない、基準金利の変動幅と同一幅で引下げ又は引上げられるものとします。

第5条(借入利率の変更と変更後の借入利率の適用時期)

1. 借入利率の変更は、基準金利の変動回数にかかわらず年2回に限るものとし、毎年4月1日及び10月1日(以下「基準日」という。休日の場合は翌営業日。)における基準金利とその前回の基準日における基準金利とを比較し、差が生じた場合にその差と同一幅で変更するものとします。

ただし、借入後最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第4条に定める基準金利とを比較し、差が生じた場合にその差と同一幅で変更するものとします。
2. 前項による変更後の借入利率の毎月返済部分への適用時期は次のとおりとします。
 - (1) 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。
 - (2) 基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。ただし、増額返済を併用している場合は、増額返済部分についても、毎月返済部分の新利率適用開始日と同日を新利率の適用開始日とし、分ち計算のうえ返済が始まるものとします。
3. 借入利率を変更する場合、銀行は借主に対して原則として変更後の第1回約定返済日以前に、変更後の利率等を書面により届出の住所あて通知するものとします。

第6条(毎回の元利金返済額の変更)

1. 借入れ後、借入利率の毎年10月1日での5回目の見直しをおこなうまでは、その間に借入利率の変更があっても契約書の借入要項に記載した毎回の元利金返済額(毎月返済の部分及び半年ごと増額返済の部分。以下「毎月返済額」という。)は変更しないものとします。
2. 借入れ後、借入利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行う場合は、その借入利率、その適用時期における約定未償還元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出するものとします。

ただし、この新しい毎回返済額は、変更前の毎回返済額の1.25倍を限度とします。なお、この限度を超える未払利息等は、第7条により支払うものとします。この新しい毎回返済額は、その後さらに借入利率の毎年10月1日での5回目ごとの見直しを行ってさらに新しい毎回返済額を算出するまでは、その間に借入利率の変更があっても変更しないものとします。
3. 以後、借入利率の毎年10月1日での5回目ごとに見直しを行う場合に限り、前項と同様に新しい毎回返済額を算出するものとします。

第7条(未払利息の取扱い)

1. 借入利率が引上げられ、毎回の約定利息が所定の毎回返済額(毎年10月1日での5回目ごとの見直しを行った場合はその返済額。)を超える場合、その超過額(以下「未払利息」という。)の支払いは繰り延べるものとします。
2. 前項の未払利息が発生した場合には、次回以降の毎回返済額の中に入れて支払うものとし、その充当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。
3. 前2項の取扱いについては、毎月返済の部分と半年ごと増額返済の部分とは別に行うものとします。
4. 借主が繰り上げ返済をする場合に、未払利息があるときは、繰り上げ返済日にそれを支払うものとします。

第8条(最終回返済額)

最終回返済額は、毎回返済額にかかわらず、残存元金と約定利息に未払利息を加えた金額とします。

第9条(固定金利型への変更)

この契約に基づくローンを銀行の固定金利型ローンに変更しないものとします。

第10条(元利金返済額等の自動支払、その他控除費用等の振替特約)

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の

返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済金額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、徴用すべき印紙代、融資事務手数料、保証料、確定日付料、残高証明書・支払利息証明書発行手数料、繰り上げ返済にかかる手数料、その他ローン契約にかかる一切の費用については、前2項と同様に返済用預金口座から払い出しのうえ、各費用等ごとの支払い先に振替・振り込みの方法により支払うことができるものとします。なお、振込にかかる振込手数料についても銀行は同様の処理ができるものとします。

第11条(繰り上げ返済)

- 借主が、この約款による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年毎の増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、繰り上げ返済時の利率と変わらないものとします。	

第12条(金利優遇制度の適用)

- 新規契約及び金利再選択時における借主の銀行の取引店との取引状況に応じて、銀行所定の基準による優遇金利制度の適用を受けることができます。
- 銀行はいつでも優遇金利の適用を中止できるものとします。

第13条(担保の提供等)

- この約定に基づく債務を担保するため、銀行の請求により銀行の承認する担保を差入れるものとします。
- 次の各場合において、銀行が請求したときは、借主は直ちに銀行が適当と認める担保を差入れ、又は保証人(電子記録保証人を含みます。以下同じ。)をたてるものとします。
 - 提供されている担保について銀行の責めに帰すことができない事由により毀損、滅失又は価値の客観的な減少が生じたとき。
 - 保証人について第15条(期限の利益の喪失)第1項又は第2項の各号の事由が一つでも生じたとき。
- 銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められる場合において、銀行が書面によりその事由を明示し、相当の期間を定めて請求したときは、借主はこの契約による債務の一部又は全部を返済するか、あるいは前項と同様とします。
- 借主は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定若しくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
- この契約による債務の期限の到来又は期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立又は処分をうけ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に剰余が生じた場合には、銀行はこれを取立又は処分前の当該担保の権利者に返還するものとします。
- 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 借主又は保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主又は保証人が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主又は保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 前項の規定の適用により、借主又は保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主又は保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の返済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第15条(期限の利益の喪失)

- 借主について次の各号の事由が、一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は銀行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を返済するものとします。
 - 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分になったとき。

- (3) 本項第1号及び第2号の他、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自らの営業停止を表明したとき等、支払の停止をしたと認められる事実が発生したとき。
 - (4) 借主又は借主の保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全 差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。なお、保証人の銀行に対する債権の差押については、銀行の承認する担保を差し入れる旨を借主が遅滞なく銀行に書面にて通知したことにより、銀行が従来通り期限の利益を認める場合には、銀行は書面にてその旨を借主に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた銀行の行為については、その効力を妨げないものとします。
 - (5) 行方不明となり、銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - (6) 借主が、前条第1項のいずれかに該当するとき、又は前条第2項のいずれかに該当する行為を行ったとき。
2. 借主について次の各号の事由が、一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 担保の目的物について差押また競売手続開始があったとき。
 - (2) 銀行との取引約定に違反したとき。
 - (3) 借主が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき(不渡り及び支払不能が6か月以内に生じた場合に限る)。
 - (4) 保証人が前項又は本項の各号の一つにでも該当したとき。
 - (5) 銀行に対する債務の一部でも履行を遅延したとき。
 - (6) 前各号のほか銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 3. 変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が遅延し又は到達しなくなった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第16条(保証人に対する情報提供への承諾)

借主は、保証人(借主の委託を受けない保証人を含む。)から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対し、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額を情報提供することに承諾します。

第17条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は第15条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割で計算します。
3. 借主がこの契約による債務を履行しなければならない場合には、銀行は保証人の保証債務と保証人が銀行に対して有する預金その他債権とを、その債務の期限にかかわらず相殺することができます。この場合も、銀行はこれをすみやかに書面により保証人に通知するものとし、前項の定めは保証人についても同様とします。

第18条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺できます。
2. 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第11条に準じるものとします。
この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第19条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺する場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債権との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済又は相殺する場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書き又は前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第20条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害、輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失又は損傷した場合には、借主は、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとし、銀行の請求によって代わり証書等を直ちに差し入れるものとします。

第21条(印鑑照合)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第22条(団体信用生命保険)

借主は、本契約を締結するにあたり、銀行と銀行の指定する生命保険会社との契約による団体信用生命保険に加入するものとし、次の各項を承諾するものとします。

1. 保険金の受取人を銀行とし、保険会社からの保険金を受領したときは、契約に基づく債務の期限のいかんにかかわらず本債務の返済にあてるものとします。
2. 銀行の指定する生命保険における被保険者としての加入承認を条件として、保険開始日はローン実行日にするものとします。
3. 上記保険開始日までに被保険者告知書記載内容に変動があった場合は、銀行あてすみやかに通知するものとします。また、保険契約に関し、告知義務違反等の事由により保険金が支払われないことがあっても異議を述べないものとします。またこの場合、第1項の債務の返済は行われなことを承諾します。

第23条(費用の負担)

次の各項に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

1. (根) 抵当権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用。
2. 担保物件の調査又は取立若しくは処分に関する費用。
3. 借主又は保証人に対する権利の行使又は保全に関する費用。

第24条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主及び保証人は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主及び保証人が前項の届出を怠ったため、銀行が借主及び保証人から最後に届出があった氏名、住所にあてて通知又は書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時期に到着したものとします。又、借主及び保証人の責めにより、配達された郵便物等が受領されないなどの場合にも同様とします。

第25条(報告及び調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況並びに保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、又は借主若しくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、又は、生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第26条(適用店舗)

このローン規定は、借主と銀行本支店との間の諸取引に共通に適用されるものとします。

第27条(管轄裁判所)

1. この契約に基づく借主及び保証人と銀行との間の諸取引の準拠法は日本法とします。
2. この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店又は支店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第28条(公正証書の作成)

借主及び保証人は、銀行の請求があったときは直ちにこの契約による債務についての承認及び強制執行の認諾ある公正証書(保証人の保証意思宣明公正証書を含む。)の作成に必要な手続きをし、このために必要な費用は、借主と保証人が負担するものとします。

第29条(債権譲渡)

1. 借主は、銀行が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては信託を含みます。)すること及び銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第30条(個人情報情報センターへの登録)

借主は別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意書」内容に同意するものとします。

第31条(請求)

借主及び保証人は、銀行がいずれか一方に対して債務の履行を請求した場合、他方に対してもその効力が及ぶこと、及び借主又は保証人が複数あるときの借主相互間又は保証人相互間においても同様であることを了承します。

第32条(固定資産課税台帳の閲覧等)

銀行において、市町村備付の借主及び保証人の所有にかかる不動産等の固定資産課税台帳の閲覧並びに証明書及び戸籍謄本等の交付を借主並びに保証人に代わって受けることに協力します。

第33条(連帯債務に関する特約)

1. 各借主は、他借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。
2. 各借主がこの債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、他借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければこれを行使しません。もし、銀行の請求があれば、その権利又は順位を無償で譲渡します。
3. 各借主は他借主が提供した担保につき、銀行がその都合によって担保を変更、解除しても免責を主張しません。
4. 各借主は他借主がこの契約によって負担する債務の免除を受けても、各借主の負担部分についても引き続き債務の履行の責めを負います。

第34条(連帯保証)

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺を行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務又は、保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引について他の保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来他に保証した場合にも同様とします。

第35条(借主から保証人への情報提供等)

借主及び保証人は、銀行に対し、次の各項に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証します。

1. 借主は、既に保証人に対し、財産及び収支の状況、主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容に関する事項を既に提供しており、かつ、借主が保証人に提供した各情報は、事実と異なるものではありません。
2. 保証人は、すでに借主から、前項記載の各情報の提供を受けています。

第36条(成年後見人の届出)

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、借主につき補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面により届出します。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により、借主につき任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届出します。
3. 借主は、借主につきすでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出します。
4. 借主は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出します。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
6. 保証人についても、本条1～5項を適用するものとし、銀行が必要と認めた場合、借主は保証人の追加若しくは変更することに同意します。

なお、届出前に行った保証については、当然に有効であることを確認します。

以 上
(2020.09.01)